

第 19 回 共同実施事業管理委員会 議事要旨

日時：令和 2 年 12 月 18 日（金） 16 時 00 分～17 時 00 分
場所：東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A-1・A-2 会議室

1 議題

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について
- (2) 令和 2 年度共同実施事業の執行見込について
- (3) 令和 2 年度共同実施事業に係る第 1 及び第 2 四半期の執行状況報告について
- (4) V5 予算（大会経費）における共同実施事業等について
- (5) 共同実施事業の令和 3 年度予算案について
- (6) 共同実施事業の確認に係る体制について（案）

2 議事経過

- (1) 共同実施事業管理委員会委員の変更について

上記議題について、「共同実施事業管理委員会委員の変更について」（資料 1-1）、「共同実施事業管理委員会設置要綱」（資料 1-2）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 1-1、1-2 の説明概要>

- ・東京都の人事異動に伴い、共同実施事業管理委員会の委員に変更があったため、共同実施事業管理委員会設置要綱の改正を行った。

上記議題について、委員から意見等はなし。

- (2) 令和 2 年度共同実施事業の執行見込について
- (3) 令和 2 年度共同実施事業に係る第 1 及び第 2 四半期の執行状況報告について

上記議題について、「令和 2 年度共同実施事業の概要（執行見込）」（資料 2-1）、「令和 2 年度執行見込報告（明細）」（資料 2-2）、「令和 2 年度共同実施事業に係る第 1 及び第 2 四半期執行状況報告の概要」（資料 3-1）、「令和 2 年度第 1・2 四半期執行状況報告（明細）」（資料 3-2）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 2-1、2-2 の説明概要>

- ・資料 2-1 は令和 2 年度の共同実施事業の執行見込であり、オリンピック経費の合計額が 751 億円、パラリンピック経費の合計額が 206 億円である。オリンピック・パラリンピック経

費の合計額は967億円である。

- ・仮設等、エネルギー、テクノロジーのハード関係は、基本的に競技会場等における整備であるが、都立施設、関係自治体の施設については基本的に東京都負担となり、国立施設、民間施設については組織委員会負担となる。パラリンピック競技を行う施設については、パラリンピック経費の対象となる。
- ・輸送については、インフラ整備において都内のものは東京都負担となり、関係自治体のものは(5)大会開催経費分として、東京都が受け入れた宝くじ財源が充当される。パラリンピックに関係するものについては、パラリンピック経費の対象となる。
- ・セキュリティについては輸送と同様に、セキュリティ資機材等のインフラ整備において都内のものは東京都負担となり、関係自治体のものは(7)大会開催経費分として、東京都が受け入れた宝くじ財源が充当される。パラリンピックに関係するものについては、パラリンピック経費の対象となる。
- ・オペレーションについては、基本的にパラリンピック経費対象のものが中心であるが、一部東京都との役割分担の中で、東京都と組織委員会で負担し合うものがある。
- ・令和2年度の特別な事情として、(9)に新型コロナウイルス感染症対策関連という項目を設けている。現時点における執行はないものの、今年度中に契約及び支払があるものが想定されている。主な事業内容は選手村仮設医療施設の整備等であり、選手村内に感染症対策センター、検査センター等を設置するものである。現在、プレハブの設置について協議を進めており、契約時点において前払金の支払を想定している。その他、物品購入等も考えられることから、今年度執行見込として10億円を計上している。
- ・資料2-2は、令和2年度の共同実施事業の執行見込の明細資料である。
- ・キャッシュフローの状況等を踏まえ、交付申請は引き続き見送る。

<資料3-1、3-2の説明概要>

- ・資料3-1は、第2四半期までの履行済額に今後の執行見込額を加え、当初予算額と今年度執行見込額の比較を示す様式となっている。
- ・オリンピック経費は、当初予算額2,069億円に対して、執行見込額は751億円となっている。その内、第1四半期と第2四半期の執行済額が302億円、今後の執行見込額が449億円であり、不用見込額は1,318億円となっている。執行率は36%程度である。
- ・令和2年度の当初予算は、大会延期以前においては最終年度であったため、大きな額を執行する前提であったものの、1年延期となったことにより今年度は大会延期に伴う最低限の経費を執行しているため、執行率は低くなっている。不用見込額については、来年度に繰り越されるものと理解している。
- ・一方、パラリンピック経費については、当初予算額413億円に対して、執行見込額は206億円となっている。不用見込額は207億円となっており、執行率は50%程度である。
- ・オリンピック、パラリンピック経費合計として、当初予算額2,483億円に対して、執行見

込額は 967 億円となっている。不用見込額は 1,515 億円となっているが、これについては先述の通り、来年度の執行にまわるということである。

- ・ 仮設等、エネルギー、テクノロジー等項目別の金額についても示しており、最右列に主な履行済事業として第 1、第 2 四半期の主な執行済事業を示している。仮設等については、大井ホッケー競技場や有明 BMX コース、選手村ビレッジプラザ、選手村メインダイニングの施工等について、執行があった。また、エネルギーについては、仮設電源サービス契約、大型無停電電源装置等の購入について、執行があった。
- ・ 資料 3-2 については、第 1、第 2 四半期履行済事業の明細であり、仮設、エネルギー、テクノロジー、輸送と項目毎に並べている。

上記議題について、委員から意見等はなし。

(4) V5 予算（大会経費）における共同実施事業等について

(5) 共同実施事業の令和 3 年度予算案について

上記議題について、「V5 予算（大会経費）における共同実施事業等」（資料 4）、及び「令和 3 年度予算案（共同実施事業等）の概要」（資料 5）に沿って事務局より説明が行われた。

<資料 4 の説明概要>

- ・ V5 予算については、22 日の組織委員会の理事会をもって最終決定する。基本的には 12 月 4 日付の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の追加経費の負担について」に沿って作成されている。
- ・ V5 予算は、恒久施設を含むと東京都が 7,020 億円、国が 2,210 億円であるが、恒久施設を除いた都と国の合計額が共同実施事業等の総計 5,770 億円となる。そのうちパラリンピック経費分が 900 億円となる。
- ・ パラリンピック経費については、最終的にはパラリンピック作業部会における確認によって、個別事業への配分が決定するため、会場関係で 600 億円、大会関係で 300 億円としている。
- ・ 会場関係については、V4 予算 8,230 億円に対して、9,280 億円と約 1,000 億円の増となっている。恒久施設の金額は変わっていないため、仮設等、エネルギー、テクノロジーで延期に伴う経費が発生している。1 年延期に伴い、プレハブ、テント等のリース代、乃至は一時撤去・再設置工事等が発生している。
- ・ 大会関係については、V4 予算 5,070 億円に対して、6,100 億円と約 1,000 億円の増となっている。共同実施事業に関連する主な項目は、輸送、セキュリティ、オペレーション等である。輸送については、インフラの整備、フリート車両のリース代の増であり、セキュリティについても、延期に伴う資機材のリース代の増等が発生している。
- ・ V4 予算には無かった項目として、「新型コロナウイルス感染症対策関連」960 億円を、都 400

億円、国 560 億円として、12 月 4 日の合意に基づいて計上している。これについては、組織委員会が執行し、且つ都と国が経費を負担する事業のため、共同実施事業と同様のスキームで動くことになるため、本資料に記載している。

- ・ V4 予算においては、組織委員会が調整費として、東京都が緊急対応費としてそれぞれ 100 億円計上していたものの、V5 予算において組織委員会の調整費は各経費に割り振ることになり、東京都の緊急対応費 100 億円のみとなっている。
- ・ V5 予算合計額は、V4 予算の 1 兆 3,500 億円に対して、1 兆 6,440 億円となっている。また V4 予算における予備費 270 億円については、延期等によって増えた経費に対する財源として充当する。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策関連」については、アスリート等を対象とした検査体制等の整備に該当する 160 億円が、国が全額負担する経費であり、残りの 800 億円は、その他の感染防止のための対応として、都と国が折半することとなる。これにより、国が 560 億円、都が 400 億円の負担となる。

＜資料 5 の説明概要＞

- ・ 令和 3 年度予算案は、大会最終年度にあたるため、V5 予算の総額から令和元年度までの実績及び令和 2 年度の決算見込を差し引いた金額として、3,563 億円を都と国の負担分として見込んでいます。そのうちパラリンピック経費は 582 億円である。
- ・ 令和 3 年度予算案は、V5 予算に計上される事業が全て行われる前提で作成されているものの、増収努力によっても賄いきれない費用を負担頂く状況の中、組織委員会としては一層の増収努力及び執行段階における経費削減、簡素化の取組みを継続していく。その前提において、本予算案を認めていただきたい。

上記議題について、委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・ V5 予算については、大会延期という困難な状況の中、大会成功に向けて組織委員会・国・東京都が三者一体となり取り組むことが前提となる。その様な思いを共有し、三者それぞれの役割に基づくという基本的な考え方を先般合意されたと考えている。東京都としては、開催都市としての役割を果たしていく一方、社会経済状況が厳しい中、新たな負担に対する都民の視線は大変厳しいものがある。引き続き経費削減、収入確保を可能な限りお願いしたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策関連については、新しい事項となるため、調整会議の中間整理の具体化を今後図るとともに、新しい仕組みでのチェックと体制が必要になると考えている。
- ・ 延期に伴う経費の収支差額については、東京都としても精査する仕組みを充実させる必要があると考えており、現在の月次キャッシュフローを継続的に確認するとともに、収支両面での確認をしっかりと行う仕組みを構築する必要があると考えており、この点については、

実務のベースでのご検討をお願いしたい。

- ・12月4日の三者合意を踏まえ、国としても令和2年度の第三次補正予算において、スポーツ庁の予算として、必要な経費を計上することとした。感染症対策については、大会の安全・安心な開催に向けて万全を期す必要があると同時に、国民の関心も高く、増額したパラリンピック経費の分も含めて、公費負担の説明責任を踏まえ、経費の内容、規模、契約手続き等、適切な執行についてお願いしたい。これについては、三者で連携して進めていきたいと思う。
- ・12月2日にコロナ対策の中間整理がまとまり、その後速やかに三者の分担について合意に至ることが出来た。国、都におかれては、その後予算措置にも取り組んでいただき、組織委員会として感謝申し上げる。組織委員会は、来週12月22日の理事会において、V5予算が承認されれば、引き続きこれに基づき大会準備にしっかりと取り組んでいく所存である。収入面では増収努力をさらに続け、支出については実務を進める段階において、様々な契約相手との交渉や執行の工夫により、節減の努力をしっかりとやっていきたい。
- ・都民、国民の理解と共感を得られる大会にすることは大事なことであり、しっかりと努力していく。共同実施事業については、共同実施事業管理委員会、作業部会において執行のチェック、検証が出来ていることが大切なことであり、三者で協力していきたい。

(6) 共同実施事業の確認に係る体制について (案)

上記議題について、「共同実施事業の確認に係る体制について (案)」(資料6)に沿って事務局より説明が行われた。

<資料6の説明概要>

- ・資料6では、共同実施事業の確認に係る体制について案を示している。大会のコロナ対策については、調整会議において検討を進め、中間整理をとりまとめたところである。具体的な対策については、引き続き検討を進め、各主体が実施していくことになるが、大会運営や競技などに直接関わる対策については、組織委員会が実施することとなる。これに係る経費については、先般の三者による、追加経費の負担についての合意において、国と都が負担することとなった。これにより、国や都の財源を活用して組織委員会が実施する事業となることから、共同実施事業として位置づけられるものと考えている。
- ・これまでに、東京都作業部会とパラリンピック作業部会を設置しているところだが、コロナ対策に係る経費が新たに生じることから、仮称にはなるが「新型コロナウイルス感染症対策作業部会」を設置し、経費の内容等を確認していくこととしたい。なお、本案についてご承認いただければ、要綱の改正や部会の構成員等について事務的に調整を行い、持ち回りで、ご確認をいただく形で進めていきたい。

上記議題について、委員から意見等はなく、作業部会を設置する方針について承認された。

3 意見交換

議事終了後、下記のとおり委員より意見あり。

- ・パートナー供給契約の契約金額について、これまでも守秘義務が課せられている中、組織委員会において、法的課題の整理や個別の調整によって、契約金額の公表が進んできたことに感謝する。大会延期により、スポンサーとの調整もあり、またトップパートナーについてはIOCとの調整もあると聞いているが、現在のところ非公表となっている契約についても、引き続き契約金額の公表が進むように、お願いしたい。

⇒組織委員会としては、出来るだけ情報公開をすべく、各パートナーとも交渉をしている。

マーケティング契約の延長及び追加負担を依頼しているところであるが、引き続き契約金額の公開に向けて交渉をしていく。情報公開の覚書を結んだ上で、個別の資料・数字に関する覚書を結ぶという二段階で対応することになっており、順次進めていく。トップパートナーについては、IOCとの交渉が必要で、引き続き調整していく。

4 閉会